



平成 24 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 東 武 鉄 道 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 根 津 嘉 澄
(コード番号 9001 東証第 1 部)
問 合 せ 先 総 務 部 法 務 セ ン タ ー 主 幹 山 崎 泰
(TEL. 03-5962-2093)

当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）に関するお知らせ

当社は、平成21年6月26日開催の当社定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益の確保およびお客様の信頼の基礎である輸送の安全を確保する取り組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止することを目的とする、当社株式の大量買付行為に関する対応策いわゆる買収防衛策（以下「旧プラン」といいます。）について株主様のご承認をいただき、現在その効力が生じておりますが、旧プランにつきましては、平成24年6月28日開催の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時をもって有効期間が満了となります。

当社は、旧プランの更新について検討してまいりました結果、本日開催の取締役会により、今後上記目的を達成するため、本定時株主総会において旧プランから①買収防衛策の適用の明確性を高めるために、独立委員会の検討期間の延長を最長30日間とし、再延長ができる旨の定めを削除したこと、および②独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に関し株主総会の決議を経ることを勧告した場合には、当社取締役会は、かかる株主総会を招集することを付加した内容の買収防衛策（以下、本定時株主総会に提案する買収防衛策を「本プラン」といいます。）の導入について株主様にお諮りすることを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1 本プランの概要

本プランの概要は、以下のとおりです。（その詳細については、下記「2 本プラン導入の目的」以下をご参照下さい。）

(1) 目的

本プランは、当社株式の大量買付行為が行われる場合に、株主様が適切な判断をす

るために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保することなどにより、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに輸送の安全を確保・向上させることを目的としています。

(2) 手続の設定

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記(1)の目的を実現するために必要な手続を定めています。(その詳細については下記「3(1)本プランに係る手続」をご参照下さい。)

(3) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買収者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買収を行う場合や当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに輸送の安全の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすおそれがあると認められる場合等(その要件の詳細については下記「3(2)本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。)には、当社は買収者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権(その主な内容は下記「3(3)本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者等以外の株主様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、無償割当て以前に比して最大50%まで希釈化される可能性があります。

(4) 独立委員会の利用

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員のみから構成される独立委員会(その詳細については下記「3

(5) 独立委員会の設置」をご参照下さい。)の客観的な判断を経るとともに、株主様への情報開示を通じて透明性を確保することとしています。

また、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合でも、本新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を経ることが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を行い、当社取締役会は、実務面を含め株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、速やかに株主総会を開催し、本新株予約権による無償割当ての実施に関する議案を付議する旨の決議を行います。

2 本プラン導入の目的

当社の株主共同の利益の確保・向上ならびに輸送の安全の確保・向上に向けて、当社を中核とする東武グループは、信頼の確立と成長基盤の確立を基に事業活動を推進しておりますが、この事業活動の根幹にあるものが「安全・安心」の提供であり、すべての事業における信頼の基礎である「安全・安心」を提供し続けることが、東武グループ全体の企業価値および株主共同の利益の確保・向上の根幹をなすものと考えております。

また、当社は、東武グループの中長期的な成長のため運輸事業を中心に、レジャー、不動産、流通、その他の各セグメントにおいて収益拡大を継続できる経営基盤の強化に努めることで、引き続き企業価値・株主共同の利益の確保・向上をはかってまいり所存であります。

当社は、企業価値および株主共同の利益の確保・向上ならびに当社の基幹事業である運輸業における輸送の安全を確保させるための取り組みを一層推進してまいりますが、近時、わが国の株式市場等においては、買付の対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった事例がみられるようになりました。

もとより、当社は、株式の大量買付であっても、当社の株主共同の利益の確保・向上ならびに輸送の安全の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値および株主共同の利益ならびに輸送の安全の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすもの、株主様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主様が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値および株主共同の利益ならびに輸送の安全の確保・向上に資さないものも少なくありません。

当社は、信頼の確立、成長基盤の確立を基に継続的に企業価値および株主共同の利益を確保・向上させていくために、経営の根底にある「安全・安心」の提供や鉄道事業者としての公共的使命に関する基本的な考え方を、今後も引き続き維持・推進していくことが不可欠であると考えます。

東武グループでは、業平橋押上地区において、「Rising East Project ～ やさしい未来が、ここからはじまる。」をコンセプトに、「東京スカイツリー」を核とした大規模複合開発プロジェクトを進めております。「東武グループ中期経営計画2010～2013」では、最も重要な成長戦略と位置づける同プロジェクトの着実な推進と、それに連動した沿線拠点戦略の展開により、企業・沿線価値の向上を図るとともに、グループ全体の事業の効率性向上を追求し、財務体質の強化に努め、将来にわたる持続的成長を目指しております。

同プロジェクトを推進するために、観光と商業が融合した他に類を見ない新しい街

づくりを着実に進め、「東京スカイツリー」の広域からの集客力を活かして、プロジェクト収益・利益の最大化を図るとともに、鉄道をはじめとしたグループ各事業においても同プロジェクトとの連携を深め、「東武」ブランドの価値向上と、グループ全体での収益の取り込みを目指しております。

また、沿線拠点戦略の展開といたしまして、「東京スカイツリー」を核として生まれる新たな街を拠点に、浅草・両国など伝統的な下町文化を受け継ぐ近隣観光スポットと連携して交流人口の増加を図り、東京東部エリアのポテンシャルを向上させるとともに、そのにぎわいを広域的に波及・浸透させていくことで、沿線全体の活性化につなげております。

さらに、沿線主要駅の消費拠点強化を図るとともに、下板橋・杉戸などの拠点開発計画の実現に向けた検討を進めていくほか、日光・鬼怒川をはじめとする観光拠点の活性化戦略を展開し、沿線価値の向上を目指しております。

そして、事業の効率性を向上させるために、東武グループの事業活動の原点である「安全・安心」を基本に、人口減少・少子高齢化など経営環境の変化に対応した効率的な事業展開を図るとともに、グループ会社の自主自立経営や競争力の強化によりグループ全体の収益性向上を目指しております。また、これらとあわせて、適正な設備投資などによりフリーキャッシュフローを確保することで財務体質の強化を図り、健全性の向上を目指しております。

このような経営戦略が、当社株式の大量買付を行う者により短期的な利益のみを追求するような経営に変わるようなことがあれば、当社の企業価値および株主共同の利益ならびに輸送の安全の確保・向上は損なわれることとなります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する不適切な買付により当社の企業価値および株主共同の利益ならびに輸送の安全の確保・向上が毀損されることを防止するためには、買付に応じるべきか否かを株主様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、および株主様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするための体制を、平時において整えておくことが必要不可欠との結論に達しました。

当社取締役会は、平成21年6月26日開催の定時株主総会において、本プランとほぼ同内容の旧プランについて株主様のご承認をいただきましたが、旧プランは、本定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了となりますので、本定時株主総会においてご承認いただけることを条件に、以下「3 本プランの内容」のとおり平時の買収防衛策を引き続いて導入することを決定いたしました。

なお、現在、当社が具体的に上述のような不適切な買付等の脅威に直面している事実はありません。平成24年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別添「当社株式の保有状況の概要」のとおりです。

3 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続

ア 対象となる買付等

本プランは、下記①または②に該当する当社株券等の買付もしくはこれに類似する行為（以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくことになります。

① 当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）およびその共同保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付

② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付（注6）に係る株券等の株券等所有割合（注7）およびその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に定義するもの。

（注2）金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）

（注3）金融商品取引法第27条の23第5項に定義するもの。同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

（注4）金融商品取引法第27条の23第4項に定義するもの。

（注5）金融商品取引法第27条の2第1項に定義するもの。

（注6）金融商品取引法第27条の2第6項に定義するもの。

（注7）金融商品取引法第27条の2第8項に定義するもの。

（注8）金融商品取引法第27条の2第7項に定義するもの。（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。

イ 買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

当社取締役会は、上記買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供します。

独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、回答期限（60日を上限とします。）を定め、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等にお

いては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者（注9）、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、経歴または沿革、事業内容、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性等を含みます。）
- ③ 買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合にはその内容
- ④ 買付等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に係る一連の取引により生じることが予想される内容（そのうち他の株主に対して分配される内容を含みます。）およびその算定根拠等を含みます。）
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策および資産活用策等（運輸事業における運輸政策、安全管理政策、投資政策、運賃政策等を含みます。）
- ⑦ 買付等の後における当社事業の安全対策の内容・計画、安全対策投資の金額、安全管理規程の案文、安全統括管理者に就任予定の者の氏名・略歴・安全性に関する意見等
- ⑧ 買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇・対応方針
- ⑨ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑩ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

（注9）金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認める場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記エ①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

ウ 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

- ① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上という観

点から、買付者等から買付説明書および独立委員会から追加的に提出を求められた情報が提出された場合、当社取締役会の経営計画・事業計画等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、合理的な回答期限（原則として30日を上限とします。）を定め、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。この場合、当社取締役会は、上記意見および代替案を独立委員会に提示するものとします。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等の情報、および当社取締役会に対して上記のとおり情報の提供を要求した場合にはその情報を受領してから原則として買付の対価が円貨の場合最長60日間、それ以外の買付等の場合は最長90日間が経過するまでに（ただし、下記エ③に記載する場合には、独立委員会は当該期間を最長30日まで延長することができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討および当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または当社取締役会等を通じて当該買付者等と買付条件の改善等について協議・交渉等を行い、または当社取締役会の提示する代替案の株主様に対する提示等を行うことができるものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値および株主共同の利益ならびに輸送の安全の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

また、買付者等は、独立委員会が、直接または当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

③ 情報開示

当社は、買付者等から買付説明書が提出された旨、独立委員会の検討期間が開始した旨、および本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で速やかに株主様に対する情報開示を行います。

エ 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、上記ウに従い検討を行った上で、以

下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

独立委員会が当社取締役会に対して下記①ないし③に従った勧告等を行った場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（下記③に従い独立委員会の検討期間の延長を行う場合には、当該延長の期間およびその理由の概要を含みます。）について、当社取締役会を通じて速やかに情報開示を行います。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、または、買付者等の買付等の内容の検討、買付者との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記「（２）本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の行使期間が開始するまでの間は、無償割当ての効力発生前においては本新株予約権の無償割当てを中止し、また、無償割当ての効力発生後においては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

I 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

II 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記「（２）本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合でも、本新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を経ることが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を行います。

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉・代替案の検討等の結果、買付者等による買付等が下記「（２）本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記①の本プランの発動を勧告する場合に該当することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告（株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を含みます。）を行うに至らない場合には、独立委員会は当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との協議・交渉・代替案の検討等に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。ただし、この延長は最長30日間とします。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集・検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告（株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を含みます。）を行います。

オ 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

ただし、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を受けた場合には、実務面を含め株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権による無償割当ての実施に関する議案を付議する旨決議するものとします。そして、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議が可決された場合には、当社取締役会は、株主総会における決議を経て、本新株予約権の無償割当てに必要な手続きを遂行するものとします。（当該株主総会において、本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を、当社取締役会に委任する旨の決議がなされた場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する取締役会決議を行うものとします。）一方、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記各取締役会決議を行った場合または上記株主総会決議が行われた場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、買付者等は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による行為等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記「(1) 本プランに係る手続 オ」に記載される当社取締役会の決議または株主総会の決議を経て、本新株予約権の無償割当てを実施します。

なお、上記「(1) 本プランに係る手続 エ」のとおり、独立委員会が下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについて検討し、実施もしくは不実施の勧告（株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を含みます。）を必ず行い、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して決定します。

- ① 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- ② 当社の経営に参加する意思がなく、当社の株券等を買占めることにより株価を吊り上げて、当社の株券等を当社関係者に高値で引き取らせる目的の買付等である場合
- ③ 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の資産等を廉価に当該買付者等またはそのグループ会社等に移転させる等当社の犠牲のもとに買付者等の利益を実現する経営を行う目的の買付等である場合
- ④ 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的の買付等である場合
- ⑤ 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当させるか、あるいはかかる一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等を高値で売り抜ける目的の買付等である場合
- ⑥ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等株主様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- ⑦ 当社取締役会に対して、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合
- ⑧ 株主様に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報が提供されず、または提供された場合であっても不十分な提供である場合
- ⑨ 買付等の条件（対価の価額・種類、対価の算定根拠、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画・安全政策、買付等の後における当社の他の株主様、従業員、労働組合、取

引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。)が当社の本源的価値(運輸事業の公共性も考慮することとします。)に鑑みて、著しく不十分または不適當な買付等である場合

- ⑩ 買付者等による買付等の後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適當であるため、運輸事業の安全性もしくは公共性または利用者の利益の確保に重大な支障をきたすおそれのある買付等である場合

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

ア 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会または株主総会の決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数の本新株予約権を割り当てます。

イ 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権の無償割当てを実施します。

ウ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

エ 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、原則として1株とします。

オ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間(取引が成立しない日を除きます。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値(気配表示を含みます。)とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

カ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記ケ②のとおり、当社による本新株予約権の取得がなされる場合には、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当

該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

キ 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者(注10)、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者および特別関係者、(Ⅲ) 特定大量買付者(注11)、(Ⅳ) 特定大量買付者の共同保有者および特別関係者、もしくは、(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(Ⅵ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者(注12)(以下「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません。(ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も、下記ケのとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)

(注10) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等所有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反しないと当社取締役会が認めた者(当社取締役会は、いつでもこれを認めることができるものとします。また、一定の条件のもとに当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限ります。)その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は、特定大量所有者に該当しないものとします。

(注11) 原則として、公開買付によって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義するもの。)の買付等(同法第27条の2第1項に定義するもの。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上に反しないと当社取締役会が認めた者(当社取締役会は、いつでもこれを認めることができるものとします。ただし、一定の条件の下に当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限ります。)その

他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。

(注12) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義するもの。）をいいます。

ク 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

ケ 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとします。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち、非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。

コ 合併（合併により当社が消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において、別途定めます。

サ 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

シ 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成24年5月21日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定め

る条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができますものとしします。

(4) 本プランの導入手続

本プランの導入については、当社定款第12条（注13）に基づき、本定時株主総会において、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任する旨の議案を付議し、株主様のご承認をいただくことを条件といたします。

（注13） 当社定款第12条「本会社は、新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。」

(5) 独立委員会の設置

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。

本プランの導入当初における独立委員会の委員は、当社および当社経営陣からの独立性の高い当社の社外監査役1名および有識者2名から構成される予定です。（本プラン導入当初における独立委員会の委員は、別紙「独立委員会委員の氏名および略歴」のとおりです。）

実際に買付等がなされる場合には、上記「（1）本プランに係る手続」に記載したとおり、独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施を勧告し、（独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合でも、株主総会の決議を経ることが相当であると判断した場合には、株主総会を招集し本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることを勧告します。）当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととします。

(6) 本プランの有効期間、廃止および変更

上記「（4）本プランの導入手続」の株主総会決議による、本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランの修正または変更の必要がある場合（金融商品取引法その他の法令、証券取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、株主様に不利益を与えない場合等を含みます。）には、上記「（４）本プランの導入手続」の株主総会決議による委任の趣旨に反しない範囲で、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

4 本プランの合理性

（１）買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足し、かつ、平成20年6月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

（２）株主意思を重視するものであること

上記「３（４）本プランの導入手続」に記載したとおり、本プランは、当社株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより導入されます。

また、上記「３（６）本プランの有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの消長には、株皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、当社は取締役の任期を1年としており、定時株主総会における取締役選任を通じて、本プランを廃止するか否かについての株主様の意思を確認できるようにしております。

さらに、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合でも、本新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を経ることが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を諮ることの勧告を行うこととなっており、当社取締役会は、実務面を含め株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権による無償割当ての実施に関する議案を付議する旨決議することで、必要に応じて株主様の意思を直接確認することがで

きる仕組みになっています。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

上記「3 (5) 独立委員会の設置」に記載したとおり、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記「3 (1) 本プランに係る手続 エ」および上記「3 (2) 本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) 第三者専門家の意見の取得

上記「3 (1) 本プランに係る手続 ウ ②」にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記「3 (6) 本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役により構成される取締役会により、これを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社においては、取締役の任期を1年としており、取締役の期差任期制は採用されていませんので、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5 株主様への影響

(1) 本プランの導入時に株主様および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主様および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主様および投資家の皆様に与える影響

ア 本新株予約権の無償割当ての手續および名義書換手續

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社取締役会は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。割当対象株主は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手續等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記「3（1）本プランに係る手續 エ ①」但書に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、無償割当ての効力発生前においては本新株予約権の無償割当てを中止し、または、無償割当ての効力発生後においては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

イ 本新株予約権の行使の手續

当社は、割当対象株主に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。

本新株予約権の無償割当て後、株主様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、原則として、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主様が、こうした本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主様による本新株予約権の行使により、その所有する当社株式が希釈化することとなります。

ただし、当社は、下記ウに記載するところに従って非適格者以外の株主様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手續を取った場合、非適格者以外の株主様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有

する当社株式の希釈化は原則として生じません。

ウ 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

エ 上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

独立委員会の概要

- 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、
 - ①当社社外取締役・社外監査役または②社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外有識者は、会社経営者、投資銀行業務に精通する者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- 独立委員会は、独立委員会規程に従い、本プランが独立委員会の職務として定める職務を行う。

独立委員会の各委員は、かかる職務の遂行にあたっては、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益をはかることを目的としてはならない。
- 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。
- 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以 上

別 紙

独立委員会委員の氏名および略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員には、次の3名を予定しております。

小林 喬（こばやし たかし）

【略歴】

昭和 9年 1月 生まれ
昭和43年 5月 富国生命保険相互会社取締役
平成 3年 4月 同社取締役社長
平成10年 7月 同社取締役会長
平成14年 6月 当社監査役（現）
平成15年 7月 富国生命保険相互会社相談役（現）

※同氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

原田 明夫（はらだ あきお）

【略歴】

昭和14年11月 生まれ
昭和40年 4月 東京地方検察庁検事任官
平成 4年 4月 盛岡地方検察庁 検事正
平成10年 6月 法務省法務事務次官
平成11年12月 東京高等検察庁 検事長
平成13年 7月 検事総長
平成16年10月 弁護士登録

今城 光英（いましろ みつひで）

【略歴】

昭和24年 1月 生まれ
昭和50年 4月 財団法人運輸調査局研究員
平成 2年 4月 大東文化大学経済学部経営学科教授
平成14年 4月 同大学経営学部長
平成18年 4月 同大学副学長（現）

※公益事業学会理事・日本交通学会理事を兼職しております。

別 添

当社株式の保有状況の概要
(平成24年3月31日現在)

- 1 発行可能株式総数 2,000,000,000株
- 2 発行済株式の総数 1,075,540,607株 (自己株式6,749,966株を含む)
- 3 株主数 97,481名

4 大株主 (上位10名)

株 主 名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	39,416	3.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	36,906	3.43
富国生命保険相互会社	32,000	2.97
日本生命保険相互会社	22,139	2.05
株式会社三菱東京UFJ銀行	17,523	1.62
株式会社みずほコーポレート銀行	13,266	1.23
株式会社埼玉りそな銀行	12,708	1.18
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT -TREATY CLIENTS	11,962	1.11
株式会社みずほ銀行	10,000	0.92
中央三井信託銀行株式会社	9,398	0.87